

板橋区大規模建築物等指導要綱細則(駐車台数・駐輪台数) の一部改正を行い令和2年8月15日から施行されました

社会情勢の変化や区民の声を受けて、板橋区大規模建築物等指導要綱における駐車場及び自転車置場の整備について見直しを行い、同要綱細則の一部を改正しました。

◇ 改正理由

1 駐車場

若者等の自動車離れ、高齢者運転の重大事故による自動車運転免許証の返納、昨今のカーシェアリングへの理解が進むなど、大規模建築物の建設時における荷捌きスペースなどの確保等、駐車場(駐車台数)整備を見直した。

2 自転車置場

健康増進も兼ねての移動手段における自転車運転、電動自転車及び子乗せ電動自転車の普及など、区民の声もお寄せいただき、自転車置場(駐輪台数)整備を見直した。

駅周辺や幹線道路沿いに多い商業地域及び近隣商業地域は単身世帯向けワンルームマンションが多く、その他の用途地域は1住戸当たりの専用床面積が比較的大きい家族向けファミリータイプマンションが多いため、用途地域に応じた台数を設定した。

◇ 改正概要

1 駐車場(第16条関係) 集合住宅：入居者用

【改正後】 住戸数(小規模住戸数(最大29戸)を除く)×10%以上(延べ床面積が5,000㎡以上の場合、15%以上) (小数点以下切上げ)

【改正前】 住戸数(小規模住戸数(最大29戸)を除く)×20%以上(延べ床面積が5,000㎡以上の場合、30%以上) (小数点以下切上げ)

※小規模住戸とは：1住戸の専用床面積が35㎡未満の住戸

【新規】宅配車等用：住戸数50戸以上から、当該建築物の出入口付近に1台以上(幅2.5m以上×奥行き6.0m以上)来客用と兼用することができる。

2 自転車置場及びバイク置場(第17条関係) 集合住宅：駐輪台数等

【改正後】 都市計画法第8条に基づく商業地域及び近隣商業地域
1住戸1台以上とする。 (小数点以下切捨て)

その他の地域

住戸数の150%以上とする (ただし、小規模住戸は、100%とすることができる。)。 (小数点以下切捨て)

【改正前】 1住戸1台以上とする。

100戸以上の場合、住戸数の130%以上とする (ただし、小規模住戸は、100%とすることができる。)。 (小数点以下切捨て)

【追記】第3号

子ども乗せ電動自転車置場 平置き 1台当たり 幅0.7m以上×奥行き2.0m以上

【追記】第4号

来客用として自転車置場を設置した場合は、台数に含めることができる。

◇ 施行期日

令和2年8月15日

令和2年8月15日以後に、板橋区大規模建築物等指導要綱第5条(事前協議)に基づく申出書受領分から適用します。

<問い合わせ先>

板橋区都市整備部
建築安全課課集合住宅指導係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目6番1号

☎ 3579-2564 (直通)

本庁舎北館5階 11番窓口